

平成30年度 大分県農地中間管理事業推進指針

平成30年4月1日

大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が4年を経過した。

この間の本県における農地中間管理機構を利用して賃借権を設定した面積は、累積で約2,500ha、うち新規面積は約1,000haとなり一定の成果をあげている。

しかしながら、本県は、耕地面積の70%を中山間地域占めるなど、条件不利農地が多く、農地集積の推進には多くの課題を抱えている。

このため、県においては、既存の担い手の規模拡大だけでなく、基盤整備事業による区画拡大や排水対策等圃場条件の改善、新規就農者等新たな担い手の確保を進めながら、農地の集積・集約化の推進を図るため、「平成30年度大分県農地集積重点戦略指針」を作成し、

①担い手の確保・育成につながる集積・集約

- ・新規就農者用地の確保、参入企業の用地確保、既存の園芸農家を主対象とした水田畑地化用地の確保、大規模農家の農地集約

②関係機関の更なる連携・協働

- ・農地利用最適化推進委員の活動強化、水田畑地化推進の市町村等との協働体制強化、市町村が行う人・農地プランの見直しを契機とした中心経営体への集積・集約化

③農地中間管理事業の活用促進

- ・新規就農者用地を対象とした機構による農地の中間保有
- ・国の制度改正（H30予定）にあわせた相続未登記農地の機構利用促進

を重点に積極的に取り組むこととしている。

当機構としても、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を全力で推進し、経営体の経営力強化に資する。

2 農地中間管理事業による集積目標

平成30年度農地中間管理機構集積面積	1,200ha
うち新規集積面積	377ha

3 重点的取り組み事項

(1) 推進体制の強化

各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員と、農地中間管理機構駐在員、県農地集積専門員、市町農地集積推進員が連携・協力して、農地の出し手と受け手の間に立ち、農地の利用調整を図る。

また、各農業委員会が行う定期検討会に関係機関とともに積極的に参加し、情報共有により計画的な推進を図る。

(2) 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

人・農地プランの重点見直し地区及び農地整備事業実施地区、水田畑地化推進地区等を中心に、各市町が設定する農地中間管理事業重点実施区域の集積目標の実現に向け、関係機関と連携して集中的に支援し機構利用率の向上を図る。

あわせて、農業委員会が進める「農業経営者間の農地利用権の交換運動」の取組を支援する。

(3) 担い手への農地中間管理事業の活用促進とフォローアップの徹底

農地利用最適化推進委員と連携して、認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者を戸別訪問し、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかけるとともに、マッチング後のさらなる規模拡大等の意向を把握するなどフォローアップを徹底する。

なお、中山間地域においては、県が進める担い手の規模拡大を後押しする新たな仕組みを活用する。

(4) 農家等への制度普及の徹底

県と連携のもと、市（町）報や農業関係広報誌、新聞広告等マスコミを積極的に活用し、農家などへの制度普及に一層努めるとともに、各種農業団体への説明会等の開催により農地中間管理事業の活用促進を図る。

(5) 優良農地情報の把握と公表

機構への貸付を希望をしているが、賃借権の設定ができていない農地及び農業委員会が調査した遊休農地のうち一定の面積規模を有しているなどの機構の借受条件を満たす農地を、優良農地情報として機構のホームページで公表し受け手とのマッチングを促進する。

4 県と連携して促進する新規農地集積に係る主な施策

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①人・農地プランの見直しの推進 | (2, 460集落) |
| ②農地中間管理事業活用重点地区の設定 | (104地区、175ha) |
| ③集落営農法人への集積促進 | (80ha) |
| ④新規就農者への農地確保 | (17組23名、7.8ha) |
| ⑤企業参入の推進 | (45ha) |
| ⑥優良畑地の集積化促進 | (構想策定地区 9地区) |
| ⑦樹園地の集積化促進 | (モデル地区 2地区) |
| ⑧未利用採草地などの再整備 | (24ha) |
| ⑨水田畑地化による園芸団地の育成 | (60ha) |